

兵庫県公報

令和2年3月23日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	2

公布された法令のあらまし

- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第1号）
社会人経験者の採用等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第2号）
任命権者から、新たに職員を派遣する予定の団体がある旨報告があったこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月23日

兵庫県人事委員会
委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第1号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
第37条第6項に次の1号を加える。

- (9) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した職員、同法第28条の3第1項若しくは第2項の規定により勤務した後退職した職員又は職員の再任用に関する条例（平成13年兵庫県条例第9号）第2条各号に掲げる者が引き続いて公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）別表第1に掲げる団体若しくは同規則別表第2に掲げる法人又はこれらに準じるものとして人事委員会が認める団体（以下「派遣規則団体等」という。）の役職員として在職した後引き続き再任用職員となった場合における当該派遣規則団体等の役職員として在職していた期間については、第1号の在職期間とみなす。

附則第5項及び第6項を削る。

別表第1正規の試験の款に次のように加える。

社会人経験者	高校卒	2級9号給
--------	-----	-------

別表第5正規の試験の款行政B（高卒程度）の項中「高卒程度」の右に「・社会人経験者」を加える。

別表第10 1の款6の項第9号を次のように改める。

- (9) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター国立看護大学校（旧独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校及び旧国立看護大学校を含む。）看護学部の卒業生

別表第10 2の款1の項第1号中「卒業生」の右に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了者」を加え、同項第13号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、「昼間課程（）」の右に「平成26年法律第51号による改正前の同号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した歯科技工士養成所の昼間課程を含むものと

し、」を加え、同款2の項第1号中「卒業生」の右に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了者」を加え、同項第7号中「独立行政法人農業技術研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、旧独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構及び旧独立行政法人農業技術研究機構を含む。）」に改める。

（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第43条第4項に次の1号を加える。

- (9) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した職員、同法第28条の3第1項若しくは第2項の規定により勤務した後退職した職員又は職員の再任用に関する条例（平成13年兵庫県条例第9号）第2条各号に掲げる者が引き続いて公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）別表第1に掲げる団体若しくは同規則別表第2に掲げる法人又はこれらに準じるものとして人事委員会が認める団体（以下「派遣規則団体等」という。）の役職員として在職した後引き続き再任用職員となった場合における当該派遣規則団体等の役職員として在職していた期間については、第1号の在職期間とみなす。

附則第5項を削る。

別表第7 1の款6の項第9号を次のように改める。

- (9) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター国立看護大学校（旧独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校及び旧国立看護大学校を含む。）看護学部の卒業生

別表第7 2の款1の項第1号中「卒業生」の右に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了者」を加え、同項第13号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、「昼間課程（）」の右に「平成26年法律第51号による改正前の同号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した歯科技工士養成所の昼間課程を含むものとし、」を加え、同款2の項第1号中「卒業生」の右に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了者」を加え、同項第7号中「独立行政法人農業技術研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、旧独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構及び旧独立行政法人農業技術研究機構を含む。）」に改める。

（職員等の寒冷地手当に関する規則の一部改正）

第3条 職員等の寒冷地手当に関する規則（昭和39年兵庫県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

関宮中学校	養父市吉井
関宮小学校	養父市吉井

を

関宮学園	養父市吉井
------	-------

に改める。

」

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

兵庫県人事委員会
委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第2号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第2号の項及び条例第2条第1項第3号の項を次のように改める。

<p>条例第2条第1項第2号</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 一般財団法人アジア防災センター (2) 一般財団法人神戸観光局 (3) 公益財団法人国際エメックスセンター (4) 一般財団法人兵庫県学校厚生会 (5) 公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会 (6) 一般財団法人兵庫県職員互助会 (7) 公益財団法人兵庫丹波の森協会 (8) 一般社団法人淡路島観光協会 (9) 公益社団法人瀬戸内海環境保全協会 (10) 公益社団法人兵庫県看護協会 (11) 一般社団法人兵庫県計量協会 (12) 公益社団法人兵庫県物産協会 (13) 公益社団法人ひょうご観光本部 (14) 社会医療法人製鉄記念広畑病院 (15) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 (16) 兵庫県土地改良事業団体連合会 (17) 兵庫県農業共済組合連合会
<p>条例第2条第1項第3号</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 一般財団法人関西観光本部 (2) 一般財団法人自治体国際化協会 (3) 一般財団法人ダム技術センター (4) 公益財団法人地球環境戦略研究機関 (5) 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会 (6) 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 (7) 一般社団法人せとうち観光推進機構 (8) 一般社団法人地方税電子化協議会 (9) 社会福祉法人恩賜財団済生会 (10) 日本赤十字社 (11) 国立研究開発法人理化学研究所

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。